

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年10月13日(2016.10.13)

【公開番号】特開2015-186689(P2015-186689A)

【公開日】平成27年10月29日(2015.10.29)

【年通号数】公開・登録公報2015-066

【出願番号】特願2015-148737(P2015-148737)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成28年8月25日(2016.8.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1取得条件の成立を契機に取得された第1判定情報を所定数まで記憶可能な第1記憶手段と、

第2取得条件の成立を契機に取得された第2判定情報を所定数まで記憶可能な第2記憶手段と、

第1始動条件の成立を契機に、前記第1記憶手段に記憶されている前記第1判定情報に基づいて、遊技者に有利な特別遊技を行うか否かの特別遊技判定を行い、第2始動条件の成立を契機に、前記第2記憶手段に記憶されている前記第2判定情報に基づいて、前記特別遊技判定を行う判定手段と、

前記第2判定情報に基づいて、当該第2判定情報に対して前記特別遊技判定が行われる前に、前記特別遊技を行うか否かの事前判定を行う事前判定手段と、

所定の表示手段において所定の演出を行わせる演出制御手段と、

を備え、

前記演出制御手段は、

前記第1記憶手段に記憶されている前記第1判定情報に対応する第1保留オブジェクトと、前記第2記憶手段に記憶されている前記第2判定情報に対応する第2保留オブジェクトと、を前記表示手段の第1表示領域に表示させる保留演出を行わせることが可能であり

前記保留演出において、前記第1判定情報に対して前記特別遊技判定が行われることに応じて、当該第1判定情報に対応する第1保留オブジェクトを、第1変動表示対応オブジェクトとして、少なくとも前記第2判定情報に対して前記特別遊技判定が行われるまで前記第1表示領域とは異なる第2表示領域に表示させることができるとともに、前記第2表示領域に表示させることが可能であるとともに、前記第2判定情報に対して前記特別遊技判定が行われることに応じて、当該第2判定情報に対応する第2保留オブジェクトを、第2変動表示対応オブジェクトとして、前記第2表示領域に表示させることができあり、

前記事前判定の結果に基づいて、前記第2保留オブジェクトを複数の表示態様のうち何れかの表示態様で表示させることを可能にし、

前記第1変動表示対応オブジェクトと、前記第2変動表示対応オブジェクトと、を用いて、前記第2表示領域において、当該第2変動表示対応オブジェクトに対応される前記第

2 判定情報に対して行なわれた前記特別遊技判定の結果を示唆する示唆演出を行わせることが可能であること、
を特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

上記目的を達成するために、本発明に係る遊技機は、第1取得条件の成立を契機に取得された第1判定情報を所定数まで記憶可能な第1記憶手段と、第2取得条件の成立を契機に取得された第2判定情報を所定数まで記憶可能な第2記憶手段と、第1始動条件の成立を契機に、前記第1記憶手段に記憶されている前記第1判定情報に基づいて、遊技者に有利な特別遊技を行うか否かの特別遊技判定を行い、第2始動条件の成立を契機に、前記第2記憶手段に記憶されている前記第2判定情報に基づいて、前記特別遊技判定を行う判定手段と、前記第2判定情報に基づいて、当該第2判定情報に対して前記特別遊技判定が行われる前に、前記特別遊技を行うか否かの事前判定を行う事前判定手段と、所定の表示手段において所定の演出を行わせる演出制御手段と、を備え、前記演出制御手段は、前記第1記憶手段に記憶されている前記第1判定情報に対応する第1保留オブジェクトと、前記第2記憶手段に記憶されている前記第2判定情報に対応する第2保留オブジェクトと、を前記表示手段の第1表示領域に表示させる保留演出を行わせることができあり、前記保留演出において、前記第1判定情報に対して前記特別遊技判定が行われることに応じて、当該第1判定情報に対応する第1保留オブジェクトを、第1変動表示対応オブジェクトとして、少なくとも前記第2判定情報に対して前記特別遊技判定が行われるまで前記第1表示領域とは異なる第2表示領域に表示させることができるとともに、前記第2判定情報に対して前記特別遊技判定が行われることに応じて、当該第2判定情報に対応する第2保留オブジェクトを、第2変動表示対応オブジェクトとして、前記第2表示領域に表示させることができあり、前記事前判定の結果に基づいて、前記第2保留オブジェクトを複数の表示態様のうち何れかの表示態様で表示させることを可能にし、前記第1変動表示対応オブジェクトと、前記第2変動表示対応オブジェクトと、を用いて、前記第2表示領域において、当該第2変動表示対応オブジェクトに対応される前記第2判定情報に対して行なわれた前記特別遊技判定の結果を示唆する示唆演出を行わせることができること、を特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】削除

【補正の内容】